

建築工事届 記載要領

第四十号様式（第八条関係）（A4）

建築基準法第15条第1項の規定による
建築工事届
（第一面）

床面積の合計が10㎡を超える
場合に提出します。

年 月 日

知事 様

建築主

氏名
郵便番号
住所
電話番号

工事施工者（設計者又は代理者）

氏名
営業所名（建築士事務所名）
郵便番号
所在地
電話番号

工事監理者

氏名
営業所名（建築士事務所名）
郵便番号
所在地
電話番号

建築確認

確認済証番号 第 年 月 日 号
確認済証交付年月日 年 月 日
確認済証交付者

確認機関にて記入します。
（記載不要）

除却工事施工者

氏名
営業所名
郵便番号
所在地
電話番号

既存の建築物を除去し、引き続き、
当該敷地内において建築物を建
築しようとする場合に記入します。

※受付経由機関記載欄

【1. 着工及び工事完了の予定期日】

【イ. 着工予定期日】 年 月 日
【ロ. 工事完了予定期日】 年 月 日

【2. 建築主】

【イ. 建築主の種別】 (1)国 (2)都道府県 (3)市区町村
 (4)会社 (5)会社でない団体 (6)個人

「国」 : 国・独立行政法人等
「都道府県」 : 都道府県・関係機関(地方独立行政法人、住宅供給公社、道路公社等)
「市区町村」 : 市区町村・関係機関(地方独立行政法人、住宅供給公社、市区町村組合等)
「会社」 : 株式会社、合名会社等で、法律により設立された法人
「会社でない団体」 : 会社出ない法人(森林組合、財団・社団法人)、法人でない団体(後援会)

【ロ. 資本の額又は出資の総額】 (1)1,000万円以下 (2)1,000万円超～3,000万円以下
 (3)3,000万円超～1億円以下 (4)1億円超～10億円以下 (5)10億円超

【イ. 建築主の種別】が「(4)会社」
の場合のみチェックします

【3. 敷地の位置】

【イ. 地名地番】
【ロ. 都市計画】 (1)市街化区域 (2)市街化調整区域
 (3)区域区分非設定都市計画区域 (4)準都市計画区域
 (5)都市計画区域及び準都市計画区域外

地名地番と住所地の表記が異なる場合は住所地を
()書きで併記します。

【4. 工事種別】 (1)新築 (2)増築 (3)改築 (4)移転

工事種別は【敷地】単位で判断します。
「新築」: 建物のない敷地に新築する場合
「増築」: 棟別新築も含みます

【5. 主要用途】

(1)居住専用建築物 () (1) →別表1より主要用途の区分を記入します
(2)居住産業併用建築物 () (2) (3) →別表2より主要用途の区分を記入します
(3)産業専用建築物 ()

【6. 一の建築物ごとの内容】

【イ. 番号】 () () ()
【ロ. 用途】 (1)事務所等 (1)事務所等 (1)事務所等
 (2)物品販売業を営む店舗等 (2)物品販売業を営む店舗等 (2)物品販売業を営む店舗等
 (3)工場, 作業場 (3)工場, 作業場 (3)工場, 作業場
 (4)倉庫 (4)倉庫 (4)倉庫
 (5)学校 (5)学校 (5)学校
 (6)病院, 診療所 (6)病院, 診療所 (6)病院, 診療所
 (9)その他 (9)その他 (9)その他
 多用途 多用途 多用途

「多用途」: 複合用途の
場合にチェックします

【ハ. 工事部分の構造】 (1)木造 (1)木造 (1)木造
 (2)鉄骨鉄筋コンクリート造 (2)鉄骨鉄筋コンクリート造 (2)鉄骨鉄筋コンクリート造
 (3)鉄筋コンクリート造 (3)鉄筋コンクリート造 (3)鉄筋コンクリート造
 (4)鉄骨造 (4)鉄骨造 (4)鉄骨造
 (5)コンクリートブロック造 (5)コンクリートブロック造 (5)コンクリートブロック造
 (6)その他 (6)その他 (6)その他

設備費、建築に必要な整地
費用を含んだ額を記入します
※土地代、造成費用は含み
ません

【ニ. 工事の予定期間】 () 月間 () 月間 () 月間
【ホ. 工事部分の床面積の合計】 () m² () m² () m²
【ヘ. 建築工事費予定額】 () 万円 () 万円 () 万円
【ト. 新築工事の場合における地上の階数】 () () ()
【チ. 新築工事の場合における地下の階数】 () () ()

【7. 新築工事の場合における敷地面積】

m² ← 記入漏れが多いので注意

第二面【5. 主要用途】が「(1)居住専用」-[01居住専用住宅, 02居住専用付属建築物]

又は「(2)居住産業併用」の場合に記載します。

※専用住宅に付属する「倉庫」「車庫」「物置」等についても、住宅の一部として取り扱うことになるため、一般の住宅と同じように第三面を作成し提出してください。

(第三面)

【1. 住宅部分の概要】

【イ. 番号】

第二面【6. イ. 番号】の番号を記載します。

※住宅の他、倉庫、車庫、駐輪場等、複数棟の建築物がある場合は、それぞれの棟について 第三面を作成してください。

- 【ロ. 新設又はその他の別】 (1)新設 (新築 増築 改築)
(2)その他 (増築 改築)

「新設」:家計を営む者が独立して居住できる住宅が新たに造られるもの

「その他」:新設に該当しないもの

- 【ハ. 新設住宅の資金】 (1)民間資金住宅 (2)公営住宅 (3)住宅金融支援機構住宅
 (4)都市再生機構住宅 (5)その他

【1. ロ. 新設又はその他の別】が[新設]の場合に入力します

国、地方公共団体、(独)住宅金融支援機構等の公的機関による資金の有無を入力します。

1. 民間資金(自己資金を含む)のみによる場合 →(1)民間資金
2. 公的機関の資金が含まれる場合(額の大小問わず) →(2)公営住宅
→(3)(独)住宅金融支援機構
→(4)(独)都市再生機構
→(5)その他[(2)~(4)以外]

- 【ニ. 住宅の建築工法】 (1)在来工法 (2)プレハブ工法 (3)枠組壁工法

「在来工法」:プレハブ工法・枠組壁工法以外の工法

「プレハブ工法」:住宅の壁、床、はり、屋根、又は階段等の主要構造部材を工場で生産し、現場で組立建築する工法

「枠組壁工法」:木材で組まれた枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けた床及び壁により建築物を建築する工法(ツーバイフォー工法)

- 【ホ. 住宅の種類】 (1)専用住宅 (2)併用住宅 (3)その他の住宅

「専用住宅」:専ら居住の目的だけのもの

「併用住宅」:住戸の中に店舗、事務所等の用に供する部分があるもの

「その他の住宅」:店舗、事務所等の中に居住の用に供する部分があるもの

※判断基準 居住部分の床面積が延べ面積の 1/5以上 →「併用住宅」
1/5未満 →「その他の住宅」

- 【ヘ. 住宅の建て方】 (1)一戸建住宅 (2)長屋建住宅 (3)共同住宅

- 【ト. 利用関係】 (1)持家 (2)貸家 (3)給与住宅 (4)分譲住宅

- 【チ. 住宅の戸数】 () 戸 () 戸 () 戸 () 戸

- 【リ. 工事部分の床面積の合計】 () m² () m² () m² () m²

【ヘ. 利用関係】【ト. 戸数】【チ. 床面積の合計】

→住宅の利用関係が複数ある場合は、利用関係の種類ごとに記入します。

→建築主が「(4)会社」の場合は、「持家」を取得できないので利用形態を確認してください。

除却を伴う場合に記入します。
第二面【4. 工事種別】が「改築」の場合は必ず記入します。

(第四面)

-
- | | | | |
|-----------------|--|----------------------------------|-----------------------------------|
| 【1. 主要用途】 | (1) 居住専用建築物 | (|) |
| | (2) 居住産業併用建築物 | (|) |
| | (3) 産業専用建築物 | (|) |
| 【2. 除却原因】 | <input type="checkbox"/> (1) 老朽して危険があるため | <input type="checkbox"/> (2) その他 | |
| 【3. 構造】 | <input type="checkbox"/> (1) 木造 | <input type="checkbox"/> (2) その他 | |
| 【4. 建築物の数】 | | | |
| 【5. 住宅の戸数】 | | 戸 | |
| 【6. 住宅の利用関係】 | <input type="checkbox"/> (1) 持家 | <input type="checkbox"/> (2) 貸家 | <input type="checkbox"/> (3) 給与住宅 |
| 【7. 建築物の床面積の合計】 | | m ² | |
| 【8. 建築物の評価額】 | | 千円 | |
-

2.~7. の記入漏れ、除却がないにも関わらず、建築物の数又は住宅の戸数が記入されている場合があるので、確認してください。

別表1 第二面【5. 主要用途】(1) 居住専用 の場合の用途記号

主要用途の区分	記号
居住専用住宅（附属建築物を除く。）	01
居住専用住宅附属建築物（物置，車庫等）	02
寮，寄宿舎，合宿所（附属建築物を除く。）	03
寮，寄宿舎，合宿所附属建築物（物置，車庫等）	04
他に分類されない居住専用建築物	05

別表2 第二面【5. 主要用途】(2) 居住産業併用，(3) 産業専用 の場合の用途記号

主要用途の区分	記号
農林水産業	農業，林業，漁業，水産養殖業 11
鉱業，採石業，砂利採取業，建設業	鉱業，採石業，砂利採取業 建設業 12 13
製造業	食料品製造業，飲料・たばこ・飼料製造業，繊維工業，木材・木製品製造業，家具・装備品製造業，パルプ・紙・紙加工品製造業，印刷・同関連業，プラスチック製品製造業（記号15から記号18までに該当するものを除く。），窯業・土石製品製造業 14
	化学工業，石油製品・石炭製品製造業 15
	鉄鋼業，非鉄金属製造業，金属製品製造業 16
	はん用機械器具製造業，生産用機械器具製造業，業務用機械器具製造業，電子部品・デバイス・電子回路製造業，電気機械器具製造業，情報通信機械器具製造業，輸送用機械器具製造業 17
	ゴム製品製造業，なめし革・同製品・毛皮製造業，その他の製造業 18
	電気業 19
電気・ガス・熱供給・水道業	ガス業 20
	熱供給業 21
	水道業 22
	情報通信業
情報通信業	放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業 24
	映像・音声・文字情報制作業（新聞業及び出版業を除く。） 25
	映像・音声・文字情報制作業（新聞業及び出版業に限る。） 26
運輸業	鉄道業，道路旅客運送業，道路貨物運送業，水運業，航空運輸業，倉庫業，運輸に附帯するサービス業 27
卸売業，小売業	卸売業，小売業 28
金融業，保険業	金融業，保険業 29
不動産業	不動産取引業，不動産賃貸業・管理業（駐車場業を除く。） 30
	不動産賃貸業・管理業（駐車場業に限る。） 31
宿泊業，飲食サービス業	宿泊業 32
	飲食店，持ち帰り・配達飲食サービス業 33
教育，学習支援業	学校教育 34
	その他の教育，学習支援業（社会教育に限る。） 35
	その他の教育，学習支援業（学習塾及び教養・技能教授業に限る。） 36
	その他の教育及び学習支援業（記号35及び記号36に該当するものを除く。） 37
医療，福祉	医療業，保健衛生 38
	社会保険・社会福祉・介護事業 39
その他のサービス業	郵便業（信書便事業を含む。），郵便局 40
	学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体 41
	その他の生活関連サービス業（旅行業に限る。） 42
	娯楽業 43
	宗教 44
	物品賃貸業，専門サービス業，広告業，技術サービス業，洗濯・理容・美容・浴場業，その他の生活関連サービス業（旅行業を除く。），協同組合，サービス業（他に分類されないもの）（記号41及び記号44に該当するものを除く。） 45
国家公務，地方公務	国家公務，地方公務 46
他に分類されないもの	他に分類されないもの 99